

事 務 連 絡
平成27年8月28日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

妥結率報告の調査について

健康保険事業の健全な運営につきましては、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

妥結率については、平成26年度診療報酬改定に係る中央社会保険医療協議会の答申書附帯意見において、妥結率が低い保険薬局等の適正化等の影響を調査・検証することが求められていることもあり、保険局医療課としても、昨年度に引き続き、保険薬局等から報告のあった妥結率実績を把握しておく必要があると考えております。

つきましては、下記により妥結率報告の実績を取りまとめ、ご報告くださいますよう、よろしくお願いします。

記

1 妥結率報告の提出状況について

調査対象：貴（支）局管内の許可病床数が200床以上である病院及び保険薬局

調査項目：① 都道府県別の、当該保険医療機関数及び保険薬局数

② ①のうち、妥結率の報告のあった当該保険医療機関数及び保険薬局数（平成27年11月1日以降に報告があった場合も含む）

③ ②のうち、妥結率が50%以下であった当該保険医療機関数及び保険薬局数

調査様式：任意とする。

報告期限：平成27年11月13日とする。

但し、これによりがたい場合は、個別に企画法令第一係宛連絡されたい。



2 妥結率の実績について

調査対象：妥結率の報告のあった、貴（支）局管内の許可病床数が200床以上である病院及び保険薬局（平成27年11月1日以降に報告があった場合も含む）

調査項目：① 当該保険医療機関又は保険薬局において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）

② 卸売販売業者と当該保険医療機関又は保険薬局との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）

調査様式：別添様式を標準とする。

但し、別添調査様式の内容を満たすものであれば、任意の様式で報告しても差し支えない。

報告期限：平成27年12月末までとする。

但し、これによりがたい場合は、個別に企画法令第一係宛連絡されたい。

平成27年度妥結率調査(200床以上保険医療機関)

〇〇厚生(支)局 〇〇事務所

(別添)

	保険医療機関コード	保険医療機関名称	所在地 (都道府県)	① (妥結率算出式の分母)	② (妥結率算出式の分子)	妥結率 (②/①)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（①）	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）（②）	円
妥結率 （②／①）%	%

[記載上の注意]

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。
- 3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

届出に係る調剤基本料の 区分 (いずれかに○を付す)	☐ 調剤基本料 (特例除外を含む。)	(妥結率 50 % 超)
	☐ 調剤基本料の妥結率特例	(妥結率 50 % 以下)
	☐ 調剤基本料の特例 (イ又はロ)	(妥結率 50 % 超)
	☐ 調剤基本料の特例 (イ又はロ) の妥結率特例	(妥結率 50 % 以下)

当該保険薬局において購入された薬価基準に収載されている 医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量 × 薬価を合算したもの) (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた 薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額 (各医療用 医薬品の規格単位数量 × 薬価を合算したもの) (②)	円
妥結率 (② / ①) %	%

[記載上の注意]

- 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価 (薬価基準) 別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 「①」及び「②」については、報告年度の当年 4 月 1 日から 9 月 30 日の薬価総額を報告年度の 10 月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。